４９９号

商工会だより

平成３１年２月１日 新 得 町 商 工 会

～ 個人事業者の皆様へ ～

消費税等の申告と納税は正しくお早めに

消費税等の課税事業者（＊）に該当する個人事業者の方は、平成３１年４月１日（月）までに平成３０年分の消費税及び地方消費税の申告書を作成して所轄の税務署に提出するとともに、その消費税等を納付しなければなりません。

＊ 平成３０年分において「課税事業者」となるのは、次の方々です。

① 平成２８年分の課税売上高が１千万円を超える事業者

② 平成２８年分の課税売上高が１千万円以下の事業者で、平成２９年１２月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者

③ ①、②に該当しない場合で、平成２９年１月１日から平成２９年６月３０日までの期間（特定期間）の課税売上高が１千万円を超える事業者
なお、特定期間における１千万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。

（注）事業の用に供していた建物や機械などの譲渡収入も、課税売上高に含まれます。

【留意点】 ◎ 課税事業者となる方は、平成３０年分（課税期間）の課税売上高が１千万以下であっても平成３０年分の消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

◎ 消費税及び地方消費税の確定申告書には、マイナンバー（個人番号）の記載及び申告されるご本人の「マイナンバーカード」もしくは、「マイナンバー通知カード」及び「本人確認書類」の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

詳しくは、所轄の税務署・税務指導所（商工会）へ

☆国税庁ホームページ ⇒http://www.nta.go.jp

平成３０年分所得税及び復興特別所得税確定申告期間のお知らせ

平成３０年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、原則として、２月１８日（月）～３月１５日（金）までです。

◎ 所得税及び復興特別所得税は、自ら自分の所得と税額を正しく計算して納税するという申告納税制度です。

◎ 商工会では、確定申告のしかたや、税務相談を行っていますので、ご利用ください。

◎ 平成２９年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。

◎ 所得税等の確定申告書には、申告者ご本人や控除対象配偶者、扶養親族等のマイナンバー（個人番号）の記載及び申告されるご本人の「マイナンバーカード」もしくは、「マイナンバー通知カード」及び「本人確認書類」の提示又は写しの添付が必要となりますのでご注意ください。

～国税庁から～

国税電子申告・納税システム（ｅ－Ｔａｘ）をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からｅ－Ｔａｘ

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成できます。また、作成した申告データをｅ－Ｔａｘ（国税電子申告・納税システム）へ送信できます。

所得税及び復興特別所得税の確定申告でｅ－Ｔａｘをご利用いただくメリット

○ 自宅からネットで申告
「確定申告書等作成コーナー」で申告等データを作成し、ｅ－Ｔａｘへ送信することで、税務署に行かずに自宅から申告できます。

○ 添付書類の提出省略
確定申告をｅ－Ｔａｘで行う場合、源泉徴収票や生命保険料控除証明書等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から５年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

○ 還付がスピーディー
ｅ－Ｔａｘで提出された還付申告は３週間程度で処理しています。

○ ２４時間いつでも利用可能
所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は、２４時間いつでも利用可能です（ただし、メンテナンス時間を除きます。）。

平成３１年（２０１９年）１月以降のｅ－Ｔａｘについて

平成３１年１月から、個人納税者の方がｅ－Ｔａｘをご利用になる場合、以下の２つの方式がご利用いただけます。（従来の方式での利用もできます。）

- **マイナンバーカード方式**
- **ID・パスワード方式**

詳細については、ｅ－Ｔａｘホームページ「ｅ－Ｔａｘ利用の簡便化の概要について」をご覧ください。

※ e-Taxに関する情報はe-Taxホームページ(http://www.e-tax.nta.go.jp/)へ

プレミアム付特別商品券の使用・換金期限について

プレミアム付特別商品券の使用期限は、平成３１年２月２８日（木）まで

プレミアム付特別商品券の換金期限は、平成３１年３月１５日（金）まで